2 債権管理条例(案)の概要

(1) 目的

この条例を定める目的を規定します。債権が発生してから消滅するまでの一連の事務処理について整理し、債権管理に必要な事項を定めることにより、各債権所管課の事務処理を明確にするとともに、債権管理の適正化を図ります。

(2) 定義

この条例中で用いる用語について、定義します。

① 市の債権・・・金銭の給付を目的とする市の権利とします。

② 強制徴収債権・・・市の債権のうち、地方税法の規定に基づく徴取金と、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権とします。

③ 非強制徴収債権・・・市の債権のうち強制徴収債権以外のものとします。

④ 市長等・・・市長及び公営企業管理者とします

この条例では市の債権を図1のように「強制徴収債権」と「非強制徴収債権」に分類します。

図1

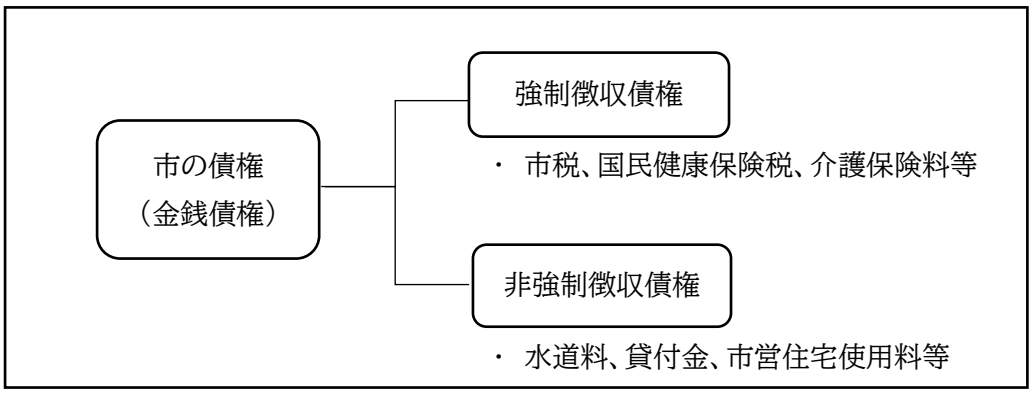

(3) 他の法令等との関係

法令等に特別な定めがある場合を除き、市の債権管理はこの条例により処理することを規定します。 この条例は、市の債権管理の一般的な事務処理を定めるものです。その債権についての特別な規定が、他の法令や条例等にある場合には、その規定を優先して適用します。

(4) 市長等の責務

市長等は法令等に従い、市の債権の適正な管理をしなければならない義務があることを規定します。

(5) 台帳の整備

債権の適切な管理に必要な正確な記録のため、管理台帳の整備を義務付けます。

台帳に記載する事項等は、規則等で定めます。

※ 台帳は紙だけでなく磁気ディスクをもって作成するものも含みます。

（6） 徴収計画

債権を適正に管理するために、毎年度計画を策定することを規定します。

その債権についての問題や困難となっているポイントを把握し、今後の適正な債権管理にいかしていくため、管理計画の策定を義務づけるものです。

（7） 滞納者情報の相互利用

市の債権の管理に関する事務を効果的に行う必要があるときは、債務者の必要最小限の情報を関係課で共有し、相互利用を可能にすることで、業務の効率化及び利便性を図ります。

また、その情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならないことも併せて規定します。

情報の共有をすることで、滞納者の生活困窮状況等も直ちに把握でき、適切な処理が行えるため、滞納者にとっても有益なものとなります。

ただし、特に守秘義務が課せられた場合については、情報共有及び相互利用はできないものとします。

（8） 督促

市の債権について、履行期限までに納付がない者に対して、法令等の定めるところにより、督促しなければならない事を規定します。

（9） 滞納処分等

市税などの強制徴収債権について、督促をしても納付されない場合は、法令に基づき滞納処分や徴収猶予等の措置を講じなければならないこと、また、法令に定められた事由に該当するときは、徴収猶予等の緩和措置をすることができる事を規定します。

（10） 強制執行等

督促をしても、相当の期間納付されない非強制徴収債権は、地方自治法施行令第171条の2の規定に基づき、担保の処分、保証人への請求、強制執行、訴訟手続などの措置を行うことを規定します。

（11） 履行期限の繰上げ

非強制徴収債権について、債務者が強制執行や破産手続き開始の決定を受けたことを知ったときは、地方自治法施行令第171条の3の規定により、正当または合理的な理由がない限り、すぐに履行期限の繰り上げを債務者に通知することを規定します。

「履行期限の繰上げ」とは、破産手続き開始の決定を受けたときなど信用状態に不安が生じた場合に、納付すべき額が確定している債務について履行期限を繰り上げて納付を請求することです。

（12） 債権の申出等

債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合に、裁判所等に配当（交付）要求のため、債権の申出を行うこと、必要に応じて債権保全のため担保の提供や保証人の保証を求めることなどを行わなければならないと規定します。

（13） 徴収停止

非強制徴収債権について、法人が事業を停止し再開の見込みが全くない場合や債務者が行方不明の場合等に、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収する手段を停止し、債権の保全や取立てをしないことができることを規定します。

（14） 履行延期の特約等

非強制徴収債権について、地方自治法施行令第171条の6の規定により債務者が無資力等の理由により、納付すべき金額を一括納付できない場合に、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを規定します

（15） 免除

非強制徴収債権について、地方自治法施行令第171条の6の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、地方自治法施行令第171条の7の規定によりその債権及び履行の遅滞に損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）を免除することができることを規定します。

（16） 債権の放棄

非強制徴収債権について、いかなる徴収努力を行っても債権回収の見込みがない非強制徴収債権を放棄することができることとその条件を規定します。

また、この条例の規定により債権を放棄する措置をとった場合、議会に報告する義務を定めます。

債権を放棄する具体的な条件は次のものを検討しています。

①私債権の時効期間が満了し、債務者が時効の援用をしないことにつき、特別の理由があると認められるとき以外。

②強制執行等の措置をした後、なお残っている場合で債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

③徴収停止の措置をとった債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

④債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状

態）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

⑤破産法その他法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

⑥債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

⑦債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

⑧債権の存在について法律上の争いがあり、かつ勝訴の見込みがないとき。

（17） 委任

この条例の施行に関して必要な事項は、市長等が別に定めることを規定します。

（18） 附則

この条例の施行日を規定します。